

県内自治体で初めて道路法第37条に基づく新たな電柱の道路占用を原則禁止とします

千葉市では、災害発生時、道路上に設置された電柱が倒壊し、緊急車両等の通行や地域住民等の避難に支障をきたすことがないように、県内自治体で初めて道路法第37条の規定に基づき防災上の重要な道路において、新たな電柱の道路占用を原則禁止としますので、お知らせします。

1 経緯・趣旨

平成25年9月2日の道路法改正により、道路管理者は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認められる場合において、区域を指定して道路の占用を禁止し又は制限することができるよう措置された。

その後、平成27年12月に国の具体の運用方法が示されたことを受け、本市でも防災上の観点から指定に向けた準備を進め、施行することとした。

2 施行年月日

平成30年4月1日（日）

3 禁止の対象となる路線

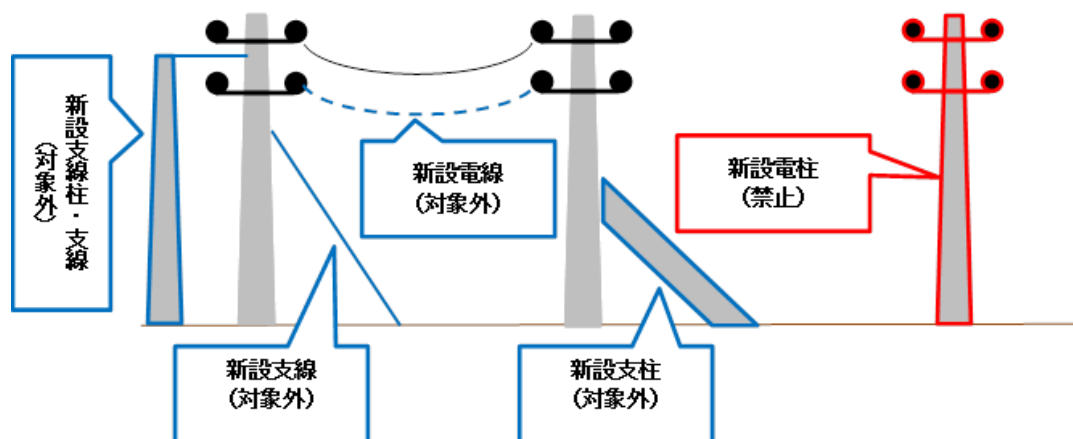
- (1) 千葉市が管理する緊急輸送道路（1次、2次路線）※詳細は別紙1
- (2) 緊急輸送道路と災害拠点病院を結ぶ4路線 ※詳細は別紙2

4 禁止される物件

施行日以降に、新たに道路に設置しようとする電柱が対象。

※電線、支線、支柱及び支線柱は対象外。

※既存の電柱は当面の間、引き続き占用を認める。移設及び更新についても認める。



5 例外措置

- (1) 災害又は事故が原因で、現に供給されていた電力・通信サービスが途絶えた場合
- (2) 住宅地開発又は商業施設や工場の新規建設等が原因で、新たに電力・通信サービスが必要となった場合

※(1)又は(2)の場合であって、直ちに道路区域外に用地の確保ができないと認められる場合は、仮設の電柱の占用を認めることとする。(原則2年間)

《参考》

国が直接管理する国道においては、平成28年4月1日から同様の規制を実施している。